

不滅の福澤プロジェクト ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市及び不滅の福澤プロジェクト推進委員会が権利を保有する不滅の福澤プロジェクトロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、市と福澤諭吉先生の認知度を高め、親しみを持たせるとともに、観光資源、特産品等を普及宣伝するものとする。

(使用承認の申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書(様式第1号)に使用する物件の見本を添付して、市に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、現物での提出が困難なものについては、写真、図画等の使用態様が確認できるものを提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市の承認は不要とする。

- (1) 不滅の福澤プロジェクト推進委員会を構成する団体がプロジェクトの一環として主催するイベント等で使用する時。
- (2) 市、又は不滅の福澤プロジェクト推進委員会が主催、共催又は後援するイベント等で使用する時。
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校が教育の目的で使用する時。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。

(使用承認)

第3条 市は、前条第1項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 市及び不滅の福澤プロジェクトの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる時。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある時。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある時。
- (4) その他市がロゴマークの使用について不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、使用(変更)承認・不承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用許可期間)

第4条 ロゴマークの使用許可の期間は、使用を許可した日から申告日までの期間とする。ただし、使用態様等により、市が当該期間よりも短い使用期間とする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守)

第6条 第3条の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市の指示する条件に従うこと。
- (2) 定められた色(表示色又は単色)、形等を正しく使用し、デザインを改変しないこと。

(承認内容の変更の申請)

第7条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用内容変更申請書(様式第3号)を市に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、使用(変更)承認・不承認書(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第8条 市は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- 2 使用者がロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。